

新潟市立地適正化計画改定支援業務 簡易公募型プロポーザル方式による業者選定実施要領

1 趣 旨

この要領は、新潟市都市政策部都市計画課が実施する新潟市立地適正化計画改定支援業務の委託に際し、簡易公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 提案を求める業務の概要

- (1) 業務名 新潟市立地適正化計画改定支援業務
- (2) 業務内容 立地適正化計画改定に関する調査・企画
- (3) 履行期限 令和 10 年 3 月 10 日
- (4) 業務費上限額 23,000 千円（消費税相当額を含む）
(令和 8 年度：12,000 千円、令和 9 年度：11,000 千円)

3 提案者の選定

- (1) 選定会議
提案者の特定をするために、「新潟市立地適正化計画改定支援業務委託業者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催する。
- (2) 選定の方法
提案書を提出した者を対象に選定会議委員が審査し、最も優れた提案を行った者を選定する。
- (3) 審査
選定会議は、提案書の評価及び提案者へのヒアリングを行い、総合的に審査する。
- (4) 提案書の評価
提案書に対しては、次表に掲げる評価項目、配点、評価基準により評価を行う。なお、提案書の作成にあたっては、本要領と同時に公開される提案書作成要領を熟読し作成すること。
- (5) 提案者へのヒアリングの実施
実施方法及び日程等について提案者に別途通知する。ヒアリングには、原則として提案書に記載された管理技術者の出席を求める。また、提案者が多数の場合には、提案書の評価による一次審査を実施し、ヒアリング審査の対象者を限定する場合がある。

■評価項目・配点・評価基準

○業務提案について（70点）

評価項目（配点）	評価基準
1) 業務理解度 （30点）	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の改定検討にあたり本市の都市政策、及び都市経営上の課題認識が的確である。 ・本市の地域特性および実情を踏まえ、合理的かつ効果的なアプローチとなっている。
2) 知識・経験・独自性 （30点）	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の改定検討にあたり、国の方針や全国的な動向を熟知し、優れた知識・経験の活用が期待される。 ・独創性、先進性があり、本市に有効な業務成果が期待される。
3) 業務スケジュール・ 業務価格見積もり （10点）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務スケジュールが適切であり、着実な履行が期待される。 ・提案内容に対し、適正な内訳構成、業務価格となっている。 <p>※業務価格のみを評価するものではない。</p>

○業務遂行能力について（30点）

評価項目	評価基準
1) 提案者、担当者の実績・ 能力 （20点）	<ul style="list-style-type: none"> ・提案企業ならびに配置予定技術者の過去5年の業務実績及び所有資格が本業務の遂行にあたり適当である。 ・提案書及びヒアリング時の説明・応答において、的確性や分かりやすさ、知識・技術力、コミュニケーション力等が優れている。 ・立地適正化計画に関連した優れた知見を有している。
2) 実施体制 （10点）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおりに履行できる人員や業務実施体制が整っている。

4 提案者に求められる資格要件

提案者は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 新潟市内に本社、又は支社、支店、営業所を有する事業者、又はこれと同程度の連絡及び協力体制を確保できると認められる事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員を

いう。以下同じ。)が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

- (4) 新潟市の「競争入札参加資格者名簿(令和8年4月1日更新)」において、入札参加業種として「土木関係建設コンサルタント」のうち「都市計画及び地方計画」の種目で登録されている者
- (5) 本要領による手続き開始から契約の締結までの間において、新潟市長から指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 過去5年以内(令和3~7年度)に、次に該当する業務実績をそれぞれ有すること。
 - ・地方自治体からの受注業務として、都市計画マスタープラン、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条による立地適正化計画、その他コンパクトシティ・集約都市構造を主眼としたまちづくり・都市交通等に関する総合的な計画策定に該当する業務実績

5 実施スケジュール

令和8年6月26日	実施要領・提案書作成要領の公表
令和8年7月6日	参加表明書・質問書の提出期限
令和8年7月9日	質問書に対する回答
令和8年7月17日	提案書の提出期限
令和8年7月下旬	ヒアリングの実施
令和8年7月31日	審査結果の通知
令和8年8月上旬	契約締結

6 参加表明書の提出

本要領による業者選定に参加しようとするものは、次により参加表明書の提出を要する。

- (1) 提出書類 別添「参加表明書」の様式による。
- (2) 提出期限 令和8年7月6日(月) 午後5時まで
- (3) 提出場所 〒951-8554
新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
新潟市 都市政策部 都市計画課 企画担当 石黒・三ヶ月
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)すること。電送は認めない。持参の場合は、市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は提出期限必着のこと。

7 質問及び回答

前記5による参加表明書を提出したものは、本業務及び本要領のほか本募集関係書類について質問することができる。質問は次により質問書を提出することとし、口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問書の提出

- ① 提出書類 別添「質問書」の様式による。
- ② 提出期限 令和8年7月6日（月） 午後5時まで
- ③ 提出場所 〒951-8554
新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
新潟市 都市政策部 都市計画課 企画担当 石黒・三ヶ月
電話番号：025-226-2679
電子メール：tokei@city.niigata.lg.jp
- ④ 提出部数 1部
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）、電子メールに限る。持参の場合は、市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、郵便、電子メールの場合は提出期限必着のこと。電子メールの場合は、送付後に都市計画課に電話で到着を確認すること。

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和8年7月9日（木）までに、本要領と同じホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は本要領の追加又は修正とみなす。

8 提案書の提出

- (1) 提出書類 別添配布資料「新潟市立地適正化計画改定支援業務 提案書作成要領」に規定する書類
- (2) 提出期限 令和8年7月17日（金） 午後5時まで
- (3) 提出場所 〒951-8554
新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
新潟市 都市政策部 都市計画課 企画担当 石黒・三ヶ月
- (4) 提出部数 別添配布資料「提案書作成要領」参照のこと
- (5) 提出方法 提出する提案は1案とし持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。持参の場合は、市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は提出期限必着のこと。電送による提出は受領しない。また、要求した内容以外の書類等についても受領しない。
- (6) 追加及び変更 提出後の追加及び変更等は提出期限までの間に限り認める。

9 選定会議における審査結果の通知

審査結果については、速やかに文書をもって通知する。選定されなかった者は、選定されなかった理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、通知した日の翌日から起算して7日以内の午前9時から午後5時までに書面により提出するものとする。なお、その回答は書面により行う。

10 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 前記4の提案者に求められる資格要件を満たさない者
- (2) 提出期限までに提案書を提出しなかった者
- (3) 特別の事情がなく指定されたヒアリング時刻に遅れた者
- (4) 本要領の受領以降、選定結果の通知があるまでの間に、本件に関して選定会議委員に接触を行った者
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした者、又は別添配布資料「新潟市立地適正化計画改定支援業務 提案書作成要領」に違反する表現をした者
- (6) 前記2の業務費上限額を超える見積金額を提案した者

11 業務の委託

- (1) 選定会議で最も評価の高かった提案者に対し、当該業務委託契約の第1位交渉権が与えられる。
- (2) 市長は、第1位交渉権を与えられた者と委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- (3) 第1位交渉権を与えられた者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、第1位交渉権を与えられた者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。
- (4) 契約手続きは、新潟市契約規則の規定に定めるところによる。
- (5) 契約書には、提案内容と合意内容に基づいて作成した特記仕様書を添付する。
- (6) 市長は、契約締結後においても受託者が本提案における失格事項又は不正と認められる行為を行ったことが判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

12 提案書の取扱い

- (1) 提案書提出期限後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- (2) 提案書に記載した管理技術者は、本業務に係る全ての契約が終了するまで原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、新潟市の了解を得なければならない。
- (3) 提出された全ての提案書は返却しない。
- (4) 提出された提案書は複製を作成する場合がある。

- (5) 提出された提案書は、企業秘密を含む場合があることから、提案者から了解を得ない限り公開しないものとする。

13 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提案者には、参加報酬は支払わない。本手続における提案書作成、ヒアリング参加費等、提案者が要した費用は提案者の負担とする。